

ネオ・光 契約約款(インターネット回線サービス)

株式会社コスト削減グループ

Neo-光 契約約款

改定履歴

年月日	内容
2016年9月15日	約款原案作成
2017年1月17日	第54条 準拠法および裁判管轄追加
2017年8月10日	第20条(連帯保証契約)追加 以降条数繰り下げ
	第21条(当社が行う契約の解除)第4項～6項追加以降項数繰り下げ
	第34条(消費税の算出方法)変更
	第47条(信用情報の利用)追加 以降条数繰り下げ
	第55条(反社会的勢力の排除)追加 以降条数繰り下げ
2017年8月29日	第36条2項追加
	料金表6追加
2018年4月19日	第21条5項5号 その他5項全号に準ずる行為に変更
	第21条6項 会社整理削除、特別精算追記
	第32条(解約金)削除
	第36条2項 入金未確認時再発行時追記
	第50条 誤字修正
2019年1月9日	元号表記から西暦表記へ
	第2条(約款の変更)予告無く変更する旨、一部無効の場合の効力について追加
	第21条(当社が行う契約の解除)第6項支払が遅延、または遅延する恐れについて、約款の義務違反追加
	第48条(責任の制限)第3項第4項第5項追加
	第49条(免責)第7項第8項追加
	第58条(完全合意)追加

Neo-光 契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このネオ・光契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりネオ・光(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。以下「本サービス」といいます)を提供します。

ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(注)当社は、本サービスに付加するサービス(当社が別に定めるものを除きます。以下「付加サービス」といいます。)を、この約款により提供します。

2. 本サービスは、当社が東日本電信電話株式会社(以下 NTT 東日本という)、西日本電信電話株式会社(以下 NTT 西日本という)が提供する光コラボレーションモデルを活用し、当社が本サービスの契約者に対し、インターネット光回線サービスを提供するものです。

3.当社が実施する本サービスに対する施策が設定される場合は、その定めによります。

4.本サービスの提供条件について、本規約に定めのある場合を除き、NTT 東日本 NTT 西日本の「IP 通信網サービス契約約款」によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を契約者へ事前の予告なく変更することがあり、契約者は変更後の約款に従うことに同意したとみなされるものとします。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 約款において、一部が違法、不当、その他何らかの理由により無効であると判断された場合でも、その他の効力には影響を及ぼさないものとします。

(当社からの通知)

第3条 当社から契約者への通知は、本約款に別段の定めのある場合を除き、電子メールの送付やホームページ上の一般掲示、その他弊社が適当と認める方法により行われるものとします。

2.前項の通知は、電子メールの送付による場合は、弊社が契約者指定の電子メールアドレス宛に電子メールを発信し、契約者指定の電子メールアドレスの所属するメールサーバに到達した時点で、ホームページ上の掲示による場合は、ホームページ上にアップロードし一般的に閲覧可能となった時点で、その効力を生じるものとします。

3.ホームページ上の掲示場所は下記の URL、あるいはそれらのページから1階層目のリンクページ上とし、新しい日付のものを優先するものとします。

・ネオ・光ホームページ:<https://www.neo-hikari.net/>

4.契約者は、随時電子メールの受信あるいは当社ホームページの閲覧を行う等により、当社からの通知を遅滞なく確認する義務を負うものとします。ここで言う確認とは、電子メール若しくは掲示を画面上に表示する等により、内容を熟読する作業を指します。

第2章 サービス

(サービスの種類)

Neo-光 契約約款

第4条 本サービスはベストエフォートサービスです。回線終端装置から、NTT 東日本 NTT 西日本の設備までの間における技術規格上の最大値であり、実使用速度を示すものではありません。インターネット利用時の、ご利用環境、回線の混雑状況によって大幅に低下する場合があります。

2.本サービスは、NTT 東日本 NTT 西日本の提供条件と契約者の利用形態により、別に定める区分がありません。

3.本サービスは、NTT 東日本 NTT 西日本または弊社の設備及びサービス提供の都合により、必ずしも本サービスの契約者が希望する種類のサービスを提供できない場合があります。

4.当社は、契約者から請求があったときは、別紙2の定めのとおりISP サービスを提供します。

別紙2に定めのない事項は、本約款によります。

(サービスの提供区域)

第5条 本サービスはNTT 東日本 NTT 西日本のIP 通信網サービス契約約款、第6条によって定められた提供区域に提供します。

2.前項の定めによらず、当社が提供不可と判断した場合、本サービスを提供しない場合があります。

第3章 契約

(契約の種別)

第6条 本サービスはNTT 東日本 NTT 西日本の提供する光コラボレーションを活用したインターネット光回線サービスを提供します。

2.本サービスにローミングサービス契約はありません。

3.本サービスに臨時IP 通信網サービス契約はありません。

(契約の単位)

第7条 当社は、当社の発行するユーザーID(当社が契約を管理する当社独自のID1つに対し、本サービスを提供し、契約を締結します。

(契約者回線の終端)

第8条 本サービスの終端は、NTT 東日本 NTT 西日本がIP 通信網サービス契約約款第9条で定める条件の終端とします。

(契約申込の方法)

第9条 本サービスの申込みをする場合は、当社所定の契約申込書、重要事項確認書チェックシートの他に弊社の定める契約時確認(別紙1)のため、本人性確認書類を当社に提出していただきます。

2.契約者が未成年の場合、親権者の同意が必要になります。

3.当社に提出された本人性確認書類の内容と、契約者の現状が異なった場合(社名変更・転居・電話番号変更・名前変更など)、契約者は速やかにその旨を当社に連絡し、本人性確認書類を再提出していただきます。

4.本サービスの申込みについて、契約者より申込み代行の委任を受けたもの(以下、代行者といいます)が代行して申し込む場合、当社に委任状を提出していただく場合があります。

(契約申込の承諾)

第 10 条 当社は申込みがあった場合は、受け付けた順序に従って NTT 東日本 NTT 西日本に回線の開通や転用の諾否を照会し、NTT 東日本 NTT 西日本が承諾した場合に、当社は申込みを承諾します。

2.当社が契約申込みを承諾したときを以って、契約締結とします。

3.NTT 東日本 NTT 西日本が回線の開通や転用を承諾しなかった場合、または当社が申込みを承諾しなかった場合、またその両方において、当社は一切の責任を負いません。

4.申込書を当社へご提供いただいた後、本人確認書類に記載の住所へ、『お申込受付内容のご確認』の書面を転送不要郵便にて郵送いたします。当社へ書面の返却があった場合、「犯罪収益移転防止法」が定める住居の確認が完了しないため、新たな本人確認書類のご提示・送付または、該当のご契約をお断りする場合があります。

5.当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

- ・当社への申告事項に虚偽があった場合。
- ・サービスを提供することが技術上著しく困難な場合。
- ・契約の申込みをした者がサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。
- ・第 10 章(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- ・その他当社の業務の遂行上著しい支障がある場合。

(利用契約の成立)

第 11 条 本サービスの利用契約は、当社が前条の申込を承諾した日、もしくは当社において利用登録が完了した日(以下「登録日」といいます) のいずれか早い日に成立するものとします。

2.当社は、登録日以降、本サービスを利用するために必要な手続きを行い、当該手続きが完了次第、契約者に対し、本サービスの開始日等を通知するものとします。

(契約者回線番号等)

第 12 条 契約者回線等番号は、NTT 東日本 NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款第 15 条第 1 項、第 2 項の定めるところにより、1 の契約者回線番号等ごとに割り当てます。

2.契約者回線等番号は、NTT 東日本 NTT 西日本および当社の技術上または業務遂行上やむをえない理由がある場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。

3.前項の規定により、契約者回線等番号を変更する場合には、あらかじめそのことを対象の本サービス契約者に通知します。

(契約内容の変更)

第 13 条 契約者は、第 9 条(契約申込の方法)に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2.当社は、前項の請求があったときは、第 10 条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

3.契約者は転居、回線の終端の場所を移動するにあたり、当社および NTT 東日本 NTT 西日本が定める範囲内でサービス種類を変更することができます。

(サービス回線の移転)

第 14 条 契約者は、本サービス提供地域内を移転先とする本サービス回線を申し込むことができます。

(利用の一時中断)

第 15 条 本サービスの利用の一時中断は請求できません。

(転用)

第 16 条 NTT 東日本 NTT 西日本の IP 通信網サービスのうち、NTT 東日本 NTT 西日本が定める種類の回線は、本サービスに移行すること(以下、転用といいます)ができます。

2.当社で転用が完了した場合、転用前の NTT 東日本 NTT 西日本の IP 通信網サービスに復旧する場合は、料金表 5 に定める復旧費用が発生いたします。

3.本サービスから他の光コラボレーション事業者サービスに転用することはできません。

4.NTT 東日本 NTT 西日本の IP 通信網サービスから本サービスに転用する場合、当社指定の様式にて当社の定める事項を提出していただきます。

5.転用に際し、IP 通信網サービス契約者(IP 通信網サービス契約者より委任されたものも含まれます)は NTT 東日本 NTT 西日本が指定する方法で、NTT 東日本 NTT 西日本に転用承諾を得るものとします。

6.転用承諾手続きについて、IP 通信網サービス契約者と委任された者の間の争議について、当社は一切の責任を負いません。

(契約に係る利用権の譲渡)

第 17 条 契約に係る利用権(契約者が契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じ。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2.契約に係る利用権の譲渡の承認を受けようとする場合は、当事者が連名にて署名した当社所定の書面により当社へ請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3.当社は、前項の規定により契約に係る利用権の譲渡の承認を求められた場合は、次の場合を除いて、これを承認します。

- ・アカウントを使用している場合は、そのアカウントに関する権利の譲渡に伴うものでない場合。
- ・契約に係る利用権を譲り受けようとする者がその契約に係る接続契約者回線等の契約を締結している者と同一者とならない場合。
- ・契約に係る利用権を譲り受けようとする者が契約に係るサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合。

4.契約に係る利用権の譲渡があった場合は、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務((月額基本料金の支払義務)の規定により、当社が請求することとなる料金を支払う義務を含みます。)を承継します。

(契約者が行う契約の解除)

第 18 条 契約者は、本サービス契約を解除しようとする場合は、そのことをあらかじめ当社に書面により通知していただき、その書面の到着を以って手続きの開始となります。

2.契約を解除しようとする月の前月末営業日 18 時まで、1 の書面が当社へ届いた場合、解約月の月額基

Neo-光 契約約款

本料金は日割り計算になります。

3.契約者が本サービスで利用している NTT 東日本 NTT 西日本の設備を用い、他社が提供する光コラボレーションモデルを活用した他社サービスを契約する場合、契約者は本サービスの契約を解除する必要があります。

4.本サービスの契約解除にあたり発生する費用の一切について、本サービス契約者が負担するものとし、当社は負担しません。

(初期契約解除)

第 19 条 契約者は、「初期契約解除に関するご案内」を受領した日から 8 日以内に、初期契約解除を当社に申し出ることができます。詳しくは「初期契約解除に関するご案内」をご覧ください。

(連帯保証契約)

第 20 条 当社は、契約者が本サービスの料金又は工事に関する費用の支払を現に怠り、又は怠るおそれがある場合、連帯保証契約を求める場合があります。

(当社が行う契約の解除)

第 21 条 当社は、第 24 条(利用停止)の規定によりサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合、および第 20 条(連帯保証契約)を締結しない場合、NTT 東日本 NTT 西日本から当社に対し、本サービスの契約が解除された場合、本サービス契約を解除することがあります。

2.当社は、契約者が第 24 条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をせずに本サービス契約を解除することがあります。

3.当社は検察・警察・監督官庁等の公的機関から要請があった場合、本サービス契約を解除することがあります。

4.当社は、契約者が第 55 条(反社会的勢力の排除)に違反した場合、通知無く本サービス契約を解除することがあります。

5.当社は、契約者が自らまたは第三者をして以下の行為をした場合、通知無く本サービス契約を解除することがあります。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・脅迫的言辞または暴力行為
- ・風説を流布し、または偽計若しくは威力を用いて、当社信用を毀損または当社の業務を妨害する行為
- ・その他 5 項全号に準ずる行為

6.当社は、前第 5 項に規定する場合のほか、次の場合、その契約を解除することがあります。

- ・利用回線に係る電気通信サービスについて契約の解除があったとき。
- ・利用回線に係る電気通信サービスに関する権利の譲渡があった場合であって、サービス利用権の譲渡の承認の請求がないとき。
- ・接続契約者回線等について当社と契約を締結している者が同一の者でないことについて、その事実を知った場合。

Neo-光 契約約款

- ・この契約等の各条項のいずれかに違反した場合。
- ・差押・仮差押・仮処分もしくは競売の申立を受け、または滞納処分を受けた場合。
- ・民事再生、特別精算または会社更生手続の開始申立もしくは破産の申立を受け、または自ら申立を成した場合。
- ・監督官庁から行政処分を受け、または営業を廃止した場合。
- ・相手方の振出または相手方引受の手形・小切手が不渡となった場合。
- ・解散したとき。
- ・相手方の名誉・失墜させ、もしくは相手方に重大な損害を与える、またはそのおそれがある場合。
- ・その他、契約者の資産・信用情報等に照らし、支払いが困難となった時、加えて過去の支払い状況に鑑み支払いが困難と当社が判断した場合。
- ・その他、契約者の資産・信用情報等に照らし、支払いが困難となった時、加えて過去の支払い状況に鑑み、支払いが遅延するまたは困難と当社が判断した場合。
- ・その他、この約款に違反した場合。

7.当社は、契約を解除しようとする場合は、あらかじめ契約者にそのことを通知しない場合があります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第22条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が取り扱いを行う付加機能を提供します(当社提供付加機能)。また、当社が提供をしない付加機能についてはNTT 東日本 NTT 西日本へ別途連絡をして頂き、当該付加機能の提供を受けることができます(NTT 東西提供付加機能)。

ただし、その付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その付加機能を提供できないことがあります。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第23条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- ・当社の交換設備の保守上、工事上又はサービスの品質確保のためやむを得ないとき。
- ・本約款26条の定めによるとき。
- ・その他当社が必要と判断したとき。

2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止する場合は、あらかじめそのことを契約者に当社が別に定める方法によりお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3.第1項に規定する場合のほか、本サービスに関する利用について、料金表に別段の定めがある場合、当社は、そのサービスの利用を中止することがあります。

(利用停止)

第24条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、2か月以内で当社が定める期間(本サービスに係る料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったサービスに係る料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わない場合は、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、本サービスの利用を停止いたします。

Neo-光 契約約款

・料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(料金その他の債務に係る債権について、第 39 条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わない場合とします。)

・契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合(料金その他の債務に係る債権について、第 39 条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わない場合とします。)

・第 10 章(契約者の義務)に違反したと当社が認めた場合

・この約款の規定に反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信機器等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をした場合。

2.当社は、契約者が以下のいずれかに該当する場合は予告無く利用停止することがあります。

・契約申込み時の申告事項に虚偽が発覚した場合

・利用者が公序良俗に反した利用を行った場合

・検察・警察・監督官庁等の公的機関より利用停止の通達があった場合

3.当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をする場合は、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、本サービスの利用停止を行う場合であって、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 6 章 通信

(相互接続)

第 25 条 当社は本サービスに対する相互接続を行いません。

(通信利用の制限等)

第 26 条 当社は次の場合に通信利用の制限を行う場合があります。

・NTT 東日本 NTT 西日本の IP 通信網サービス約款第 36 条の定めにより、非常事態の発生または発生の恐れ意がある場合

・通信が著しくふくそうした場合

第 7 章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第 27 条 本サービスの料金は別途定める、手続きに関する料金、月額基本料金、工事費用、契約者は支払義務を負います。

(手続きに係る料金の支払義務)

第 28 条 契約者は、本サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表 1(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

Neo-光 契約約款

(月額基本料金の支払義務)

第 29 条 契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能についてはその提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能についてはその廃止があった日)当日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表 2(光回線サービスに係る料金)に規定する月額基本料金の支払いを要します。

2.前項の期間において、利用中止・利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じた場合の月額基本料金の支払いは、次によります。

- ・利用中止・利用停止があった場合は、契約者は、その期間中の月額基本料金の支払いを要します。
- ・前号の規定によるほか、契約者は、第 48 条(責任の制限)の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額基本料金の支払いを要します。

3.当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われている場合は、その料金を返還します。

(工事費用の支払義務)

第 30 条 契約者は、その契約に基づいて本サービスを利用するために必要な工事を行った月の、翌月に料金表 3 に規定する工事費用の支払を要します。

2.当社は契約者が従前契約していた NTT 東日本 NTT 西日本の IP 通信網サービスについて、NTT 東日本 NTT 西日本の IP 通信網サービス契約約款第 22 条の 2 第 3 項(1)に示す工事に関する費用の分割支払金の残余期間相当額について契約者に請求し、契約者は支払義務を負います。

3.工事の着手後に解約などがあった場合は、契約者は料金表 3 に規定する工事費用の支払を要します。

(付加サービスに係る費用の支払義務)

第 31 条 契約者は、その契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日から起算して、廃止があった日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、付加サービス料金の支払いを要します。

ただし、設定の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りではありません。

(解約金)

第 32 条 削除

(料金の計算等)

第 33 条 料金の計算方法は、料金表に定めるところによります。

(消費税の算出方法)

第 34 条 本サービスの料金に係る消費税は、税抜き額の合計から税率乗算し端数四捨五入いたします。

(料金の支払方法)

第 35 条 料金の支払い方法は、以下のいずれかとなります。

- ・口座振替
金融機関から自動振替。※手数料はご負担ください。

Neo-光 契約約款

- ・ 窓口支払
金融機関窓口等で支払い※手数料はご負担ください。
- ・ スマートピット支払(NTT インターネット株式会社運営)
指定のコンビニエンスストアで支払い。

2.請求書を郵送などでの発送を希望される場合、料金表 4 に定める手数料が生じます。

(請求書の発行時期と支払期限)

第 36 条 当社は、請求書発行期間(毎月 12 日から 16 日の間)に請求書を発行します。支払期限は、請求書が発行された月の 27 日までとなります。ただし、金融機関休業日の場合は翌営業日が支払期限となります。

2.契約者は、請求に関わる書類の再発行を請求し承諾を受けた場合、または入金の確認が取れない等の理由で当社が請求書を再発行した場合は、料金表 6 に規定する手数料の支払を要します。

第 8 章 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 37 条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額の課税前料金。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により非課税とされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第 38 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)(債権の譲渡)に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第 9 章 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第 39 条 契約者は、当社がこの約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 10 章 契約者の義務

(契約者の地位の承継の届出)

第 40 条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があった場合は、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定

Neo-光 契約約款

の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

2.1の場合に、地位を承継した者が2人以上の場合、そのうちの1人(接続契約者回線等(契約者回線を除きます。))に係る契約者の地位の承継において代表者と定められた者と同一の者としていただきます。)を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。

3.当社は、2の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4.1 から 3 の規定にかかわらず、契約者の地位の承継についての届出がない場合は、当社は、その契約に係る接続契約者回線等の契約者の地位の承継の届出をもって、その契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第 41 条 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があった場合は、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。ただし、その変更があったにもかかわらず当社に届出がない場合は、第 21 条(当社が行う契約の解除)及び第 24 条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

2.1 の届出があった場合は、その届出のあった事実を証明する書類を当社へ提示していただきます。

(契約者の維持責任)

第 42 条 契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準および技術的条件に適合するように維持していただきます。

(貸与機器の管理)

第 43 条 契約者は、当社または NTT 東日本 NTT 西日本から貸与を受けた機器の管理を行っていただきます。

2.契約者の過失により、貸与機器が破損した場合は機器代金をお支払い頂く場合があります。

3.契約者は本サービスの解約、移転等変更を行う際は NTT 東日本 NTT 西日本より貸与された機器を返却していただきます。未返却によって、NTT 東日本 NTT 西日本から機器に対する費用が請求された場合、当社は契約者に相当額を請求し、契約者は支払う義務を負います。

第 11 章 当社の義務等

(保守対応)

第 44 条 契約者が、本サービスの利用に関し、当社に対し、保守、修理、その他当社の対応を要請する場合、当社が事前に通知するサービス窓口へ連絡するものとします。この場合、契約者は当社担当者に対し、障害の状況や内容等について、当社が契約者の要請への対応を準備するために必要な情報を提供していただきます。

2.当社は、当社の判断により契約者の要請に対応する場合、サービス窓口担当者が契約者からの要請を受領してから 3 営業日以内に、本サービスの利用に関する状況等を改善するため、以下のうち一つまたは複数の対応を講じます。

Neo-光 契約約款

- ・電話、電子メールによる対応
- ・インターネット回線を利用した遠隔サポート対応
- ・当社技術担当者の訪問対応

3.前項の対応に要する費用は契約者の負担とし、別途定める金額を本約款の定めるところにより、利用料金等と合算してお支払いただきます。なお、当社の判断により、契約者に対して当該負担を求めないことができません。

(機器の保証等)

第 45 条 機器の保証、アフターサービスは当社から購入、若しくは当社が貸与した機器のみとします。

2.前項の保証は、当該機器に添付された保証書の規定に基づきます。

3.契約者が保証規定に基づいて代替品の送付を受けた場合、契約者は、代替品受領後 14 日以内に機器を当社に対して返送するものとします。この場合、送料着払いの方式によって発送することができるものとします。

4.契約者が、前項の期日までに前項の発送をしない場合、当社に対し、違約金の支払義務を負うものとし、ます。違約金は、利用契約成立時における専用端末の販売価格相当額及びその消費税相当額の合計額とします。銀行振込手数料等違約金の支払に関する費用は契約者に負担していただきます。

(契約者情報の保護)

第 46 条 契約者は、利用申込を行った際に当社が知り得た情報、又は本サービスを利用する過程において当社が知り得た情報に関し、以下の項目に該当する場合に限り当該情報を契約者の同意なく開示することを承諾するものとします。

- ・契約者が、個人情報(契約者の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、電子メールのアドレス等)の開示について同意した場合。
- ・当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した個人情報を、個人を識別若しくは特定できない態様にて開示する場合。
- ・裁判所の発する礼状その他裁判所の決定、命令又は法令により開示を求められた場合。
- ・検察・警察・監督官庁等の公的機関により、適法・適式な開示請求がなされた場合
- ・契約者が、本サービスで提携事業者の専用端末又はサービスを注文した際、その履行に必要な個人情報を、提携事業者に対して開示する場合。
- ・通知及び当社アンケート等の郵便物等を送付する場合
- ・当社が自己又は第三者のマーケティング、その他の目的でプロファイリング等の分析に使用する場合
- ・当社業務の一部を他社に委託する場合。

2.本条に定めるほか、ユーザー情報の取扱いについては、別途当社が定める個人情報保護方針に従うものとします。

株式会社コスト削減グループ 個人情報保護方針

<https://www.cost-cutting.co.jp/privacy/>

(信用情報の利用)

第 47 条 当社および当社グループ会社は、与信管理のため契約者の信用情報を相互に提供し、契約締結および継続の審査を行う場合があります。

第 12 章 損害賠償

(責任の制限)

第 48 条 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかった場合は、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信機器によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、1時間以上その状態が連続した場合に限り、本サービスの料金表 2(光回線サービスに係る料金)に規定する月額基本料金を上限(工事費割引期間中であつた場合適用されている割引金額を上限)として、以下の区分に従い料金等の請求において減額します。

- ・1 時間以上 24 時間以下 月額基本料金 1 ヶ月分の 1/30
- ・25 時間以上 月額基本料金 1 ヶ月分の 2/30
- ・26 時間以上且つ日を 3 日跨いだ場合 月額基本料金 1 ヶ月分の 3/30

2.当社は本サービスを全く利用できない状態の場合、本サービスの月額基本料金以外の賠償責任は負いません。

3 前 2 項の規定にかかわらず、付加機能に係る損害賠償の取扱いに関する細目について料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

4 契約者が当社に本サービスの減額を請求できる期間は、減額の必要が生じた日より 1 年間とします。

5 当社の責めに帰すべき事由に関する挙証責任は、契約者が負うものとします。

(免責)

第 49 条 当社は本約款 21 条及び第 5 章に伴って発生する契約者が被る不利益事項について、当社は一切責任を負いません。

2.本サービスの提供の遅滞、変更、中断若しくは終了、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出若しくは消失等、又はその他本サービスに関連して発生した契約者又は第三者の損害について、本約款で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負いません。

3.当社は、本サービスの内容、及び契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

4.当社は、契約者が本サービスの利用により、第三者との間に生じた紛争並びに第三者から受けた被害等について、一切責任を負いません。

5.当社は、契約者からの連絡遅れによって当社手続きの遅滞が発生した場合の契約者の業務的・金銭的な損害については一切責任を負いません。

6.当社及び契約者は、自らの合理的な支配の及ばない状況(ウイルス等を含むサイバーテロ、火災、停電、地震、洪水、戦争、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は内外法令の制定若しくは改廃を含む、しかしこれらに限定されない。)により金銭債務を除いた本サービス利用上の義務の履行が遅延した場合、その状態が継続する期間中相手方に対し債務不履行責任を負いません。

7.契約者は、コンピュータウイルスやセキュリティの欠陥など、その他様々な原因により、本サービスが相当の期

Neo-光 契約約款

間にわたり、利用できない場合があることを了承するものとします。

8.当社が利用する関連事業者の設備の不具合、メンテナンス、セキュリティチェック等により、利用者が本サービスを適切に利用できなくなった場合であっても、第 48 条(責任の制限)を超えた賠償責任は負いません。

(非保証)

第 50 条 当社は、契約者が本サービスを利用する目的への適合性等に関し、如何なる保証も行わないものとします。

2.契約者は、本サービスを利用することに関し、契約者及びその事業に適用される法令、規則等への適合性をすべて自身で調査及び事前確認を行うものとし、当社は、なんらの保証も行わないものとします。

第 13 章 雑則

(承諾の限界)

第 51 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難な場合又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある場合、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約者の氏名の通知等)

第 52 条 契約者は当社が、契約者の氏名、回線の設置場所住所、書類等の送付先住所を NTT 東日本 NTT 西日本に通知し記録保管することに同意していただきます。

2.契約者は、当社が通信履歴等その契約者に関する情報を、当社の委託により本サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

3.契約者は、当社が、第 39 条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、及び第 24 条(利用停止)の規定に基づきサービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

4.契約者は、当社が第 39 条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのサービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(本サービスの廃止)

第 53 条 NTT 東日本 NTT 西日本とのコラボレーション事業が終了した場合、本サービスは廃止となります。また、廃止となった場合について、当社は何ら責任を負わないものとします。

(修理または復旧の順位)

第 54 条 修理または復旧の順位は NTT 東日本 NTT 西日本の通信網サービス契約約款 第 50 条の定めによります。

(反社会的勢力の排除)

Neo-光 契約約款

第 55 条 甲および乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって以下のいずれにも該当しないことを確約するものとします。

- ・自らまたは自らの役員(取締役、執行役、または監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、第 2 条第 6 号)、暴力団員で無くなった時から 5 年を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下これらを「暴力団等」という)であること。
- ・自らの行う事業が、暴力団等の支配を受けていると認められること
- ・自らの行う事業に関し、暴力団等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団等を従事させていると認められること。
- ・自らが暴力団等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- ・本契約の履行が、暴力団等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること。

(法令に規定する事項)

第 56 条 本サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(準拠法および裁判管轄)

第 57 条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、福岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(完全合意)

第 58 条 本約款は、利用契約成立以前または利用契約時に、書面や口頭による契約者への通知、連絡、合意等に優先し、この約款の規定と異なる条件または、その他の規定にも拘束されません。

附則

(実施時期)

本規約は、2019 年 1 月 9 日より実施します。

Neo-光 契約約款

料金表1(手続きに係る料金)

契約手数料など

区分	料金	備考
新規(新規ご契約の場合)	1,000 円	1 契約者回線ごと
転用(フレッツ光から転用の場合)	2,000 円	1 契約者回線ごと

料金表2(光回線サービスに係る料金)

月額基本料金(戸建てタイプ)

区分	通常料金	工事費割引期間中		
		新設工事費が 18,000 円の場合	新設工事費が 7,600 円の場合	新設工事費が 2,000 円の場合
ネオ・光 ファミリア	3,800 円	2,300 円※	3,166 円※	3,633 円※
ネオ・光 ファミリア HS				
ネオ・光 ファミリア HS スクウェア				

※契約月翌月からの適用となります。ただし、契約月翌月の月額基本料金が日割り計算での請求だった場合、工事費割引価格は、その翌月から適用となります。

※工事費割引期間は 12 ヶ月間となります。

月額基本料金(戸建てタイプ)

区分	最低料金	通信料	上限料金
ネオ・光 シンプル	2,600 円	100 円/100MB	4,800 円

月額基本料金(マンションタイプ)

区分	通常料金	工事費割引期間中		
		新設工事費が 15,000 円の場合	新設工事費が 7,600 円の場合	新設工事費が 2,000 円の場合
ネオ・光 コンバージ	2,800 円	1,550 円※	2,166 円※	2,633 円※
ネオ・光 コンバージ HS				
ネオ・光 コンバージ HS スクウェア				

※契約月翌月からの適用となります。ただし、契約月翌月の月額基本料金が日割り計算での請求だった場合、工事費割引価格は、その翌月から適用となります。

※工事費割引期間は 12 ヶ月間となります。

Neo-光 契約約款

料金表3(工事に係る費用)

新規開通工事費

区分			料金	備考	
工事担当者がお伺いする場合	ネオ・光 ファミリアタイプ	下記以外の場合	18,000 円		
		光コンセント有の場合	7,600 円		
	ネオ・光 コンバージョンタイプ	VDSL 方式		15,000 円	
		ひかり配線方式	下記以外の場合	15,000 円	
			光コンセント有の場合	7,600 円	
LAN 方式		7,600 円			
工事担当者がお伺いしない場合	ネオ・光 ファミリアタイプ		2,000 円		
	ネオ・光 コンバージョンタイプ		2,000 円		

品目変更工事費

区分		料金	備考
移行元	移行先		
ファミリータイプ	ファミリータイプ(別プランへ)	2,000 円	担当者派遣無
	マンションタイプ(LAN配線方式)	7,600 円	担当者派遣有
	マンションタイプ(LAN配線方式以外)	15,000 円	担当者派遣有
マンションタイプ	ファミリータイプへ	18,000 円	担当者派遣有
マンションタイプ(ひかり配線方式)	マンションタイプ(ひかり配線方式)の別プランへ	2,000 円	担当者派遣無
	マンションタイプ(VDSL 方式)	15,000 円	担当者派遣有
	マンションタイプ(LAN 配線方式)	7,600 円	担当者派遣無
マンションタイプ(VDSL 方式)	マンションタイプ(ひかり配線方式)	15,000 円	担当者派遣有
	マンションタイプ(LAN 配線方式)	7,600 円	担当者派遣有
マンションタイプ(LAN 配線方式)	マンションタイプ(ひかり配線方式)	15,000 円	担当者派遣有
	マンションタイプ(VDSL 方式)	15,000 円	担当者派遣有

移転工事費

区分			料金	備考	
工事担当者がお伺いする場合	ネオ・光 ファミリアタイプ	下記以外の場合	18,000 円		
		光コンセント有の場合	7,600 円		
	ネオ・光 コンバージョンタイプ	VDSL 方式		15,000 円	
		ひかり配線方式	下記以外の場合	15,000 円	
			光コンセント有の場合	7,600 円	
LAN 方式		7,600 円			
工事担当者がお伺いしない場合	ネオ・光 ファミリアタイプ		2,000 円		

Neo-光 契約約款

いしない場合	ネオ・光 コンバージタイプ	2,000 円	
--------	---------------	---------	--

工事費における加算額

1 時間毎に設定可能な時刻指定工事の場合、時刻指定工事費

	区分	料金	備考
時間指定工事費	9:00-16:00	11,000 円	
	17:00-21:00	20,000 円	
	22:00-翌 8:00	30,000 円	

<工事に関する注意>

- ①夜間時間帯(17:00~22:00)および年末年始(12月29日~1月3日は8:30~22:00)に工事を実施する場合、工事費の合計額(時刻指定工事費を除く)から1,000円を差し引いて「1.3倍」した額に1,000円を加算した金額を請求いたします。
- ② 深夜時間帯(22:00~翌日8:30)に工事を実施する場合、工事費の合計額(時刻指定工事費を除く)から1,000円を差し引いて「1.6倍」した額に1,000円を加算した金額を請求いたします。
- ③ 工事費(基本工事費、時刻指定工事費、配線ルート構築工事費、光ケーブル保護工事費は除きます。)の合計額が29,000円を超える場合は29,000円までごとに、「加算額:3,500円」が発生いたします。
- ④ 派遣工事の場合であって、土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日)、並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日に工事を実施する場合、「土休日割増工事費:3,000円」を加算して請求いたします。
- ⑤ 工事担当者の派遣の有無については、ご利用サービス及びご利用場所の環境から当社にて判断いたします。

料金表 4(請求書発送に係る費用)

請求書発送に伴う手数料

区分	料金	備考
請求書発送手数料	200 円	

料金表 5(復旧に係る費用)

NTT 東日本 NTT 西日本の IP サービス網への復旧費用

区分	料金	備考
稼働費	30,000 円	
品目変更工事	2,000 円	品目変更工事が発生する場合のみ
その他	実費	その他、追加工事が発生する場合は別途実費を請求させていただきます。

Neo-光 契約約款

料金表 6(請求関連書類再発行に係る費用)

区分	1 発行あたり	備考
請求関連書類再発行手数料	200 円	請求書・スマートピットシートが対象

(税別)